
川場村
障害福祉計画（第6期）
障害児福祉計画（第2期）
令和3～5年度

【案】

令和3年1月

川場村

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1 計画策定の背景と目的	1
1-2 国の計画策定等に関する基本指針（見直し）のポイント	1
1-3 計画の位置づけ	4
（1）法的な位置づけ.....	4
（2）他の計画との関係.....	4
1-4 計画の対象	4
1-5 計画の期間	5
第2章 障害のある人の状況	6
（1）各種手帳の所持者数.....	6
（2）障害支援区分の認定の状況.....	10
第3章 障害福祉計画（第6期）	11
3-1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	11
3-2 令和5年度の成果目標・活動指標	14
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	15
（2）精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築.....	16
（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	17
（4）福祉施設から一般就労への移行等.....	18
（5）相談支援体制の充実・強化等.....	19
（6）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	20
3-3 障害福祉サービス量の見込みと確保策	21
（1）訪問系サービス.....	22
（2）日中活動系サービス.....	23
（3）居住系サービス.....	27
（4）相談支援.....	28
3-4 地域生活支援事業	29
（1）必須事業.....	29
（2）任意事業（その他の事業）	34

第4章 障害児福祉計画（第2期）	35
4-1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	35
4-2 令和5年度の成果目標と活動指標	37
(1) 児童発達支援等の提供体制の整備等	37
(2) 医療的ニーズへの対応	38
(3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備	39
4-3 障害児支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策 ..	40
(1) 障害児通所支援	41
(2) 相談支援	42
(3) 児童入所支援	43
4-3 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ	43
4-4 指定障害福祉サービス等	43
第5章 計画の推進、点検・評価	44
5-1 計画の推進	44
5-2 PDCAサイクルによる点検、評価	45

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の背景と目的

本村では、「障害者自立支援法」の施行に伴い、「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられたことから、平成19年3月に平成20年度までを第1期として定めた「川場村障害福祉計画（第1期）」を策定し、以降、法に基づき3年ごと計画の見直しを行ってきました。

このたび、「川場村障害福祉計画（第5期）」及び「川場村障害児福祉計画（第1期）」の計画期間が令和2年度末で終了することから、令和3年度を初年度とする「川場村障害福祉計画（第6期）」及び「川場村障害児福祉計画（第2期）」を策定するものです。

1-2 国の計画策定等に関する基本指針（見直し）のポイント

①地域における生活の維持及び継続の推進

- 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨を記載する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点により、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて、基本指針に記載する。

③福祉施設から一般就労への移行等

- 「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。
- 就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定することとする。

- このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。
 - ・農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
 - ・大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ・高齢障害者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

④「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことについて、基本指針に記載する。

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であることを基本指針に記載する。

⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であることについて、基本指針に記載する。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援のあり方について必要な協議が行われる体制整備を図ることについて、基本指針に記載する。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・障害児通所支援の実施にあたって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること
 - ・難聴児支援にあたって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であることを基本指針に記載する。
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援にあたってその人数やニーズを把握する必要があること
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があること

を基本指針に記載する。

⑦相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要であることを記載する。

⑧障害者の社会参加を支える取組

- 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進することについて、基本指針に記載する。
- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があることについて、基本指針に記載する。

⑨障害福祉サービス等の質の向上

- 近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

⑩障害福祉人材の確保

- 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であることについて、基本指針に記載する。

出典：障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和2年3月9日）

1 - 3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

①障害福祉計画

障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

②障害児福祉計画

児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、村の最上位計画である「川場村総合計画」の分野別計画として位置づけられるとともに、「川場村障害者計画」「バリアフリーぐんま障害者プラン（群馬県障害者計画・群馬県障害福祉計画・群馬県障害児福祉計画）」との整合を図り策定します。

1 - 4 計画の対象

本計画の根拠法（障害者総合支援法及び児童福祉法）では、対象者（障害者及び障害児）を以下のとおり定義しています。

○障害者総合支援法

第 4 条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち 18 歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち 18 歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって 18 歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児及び精神障害者のうち 18 歳未満である者をいう。

○児童福祉法

第 4 条 この法律で、児童とは、満 18 歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

1-5 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

なお、本計画に定める事項については、定期的に評価を行い、必要があると認めるときは計画期間中においても見直しを行うものとします。

■計画期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害 福祉計画	第4期											
			→	第5期								
							第6期					
										第7期		
障害児 福祉計画			→	第1期								
							第2期					
										第3期		

第2章 障害のある人の状況

(1) 各種手帳の所持者数

①各種障害手帳所持者の推移

各種障害者の手帳所持状況をみると、令和元年度末現在、身体障害者手帳所持者が138人、療育手帳所持者が26人、精神障害者保健福祉手帳所持者が19人となっています。

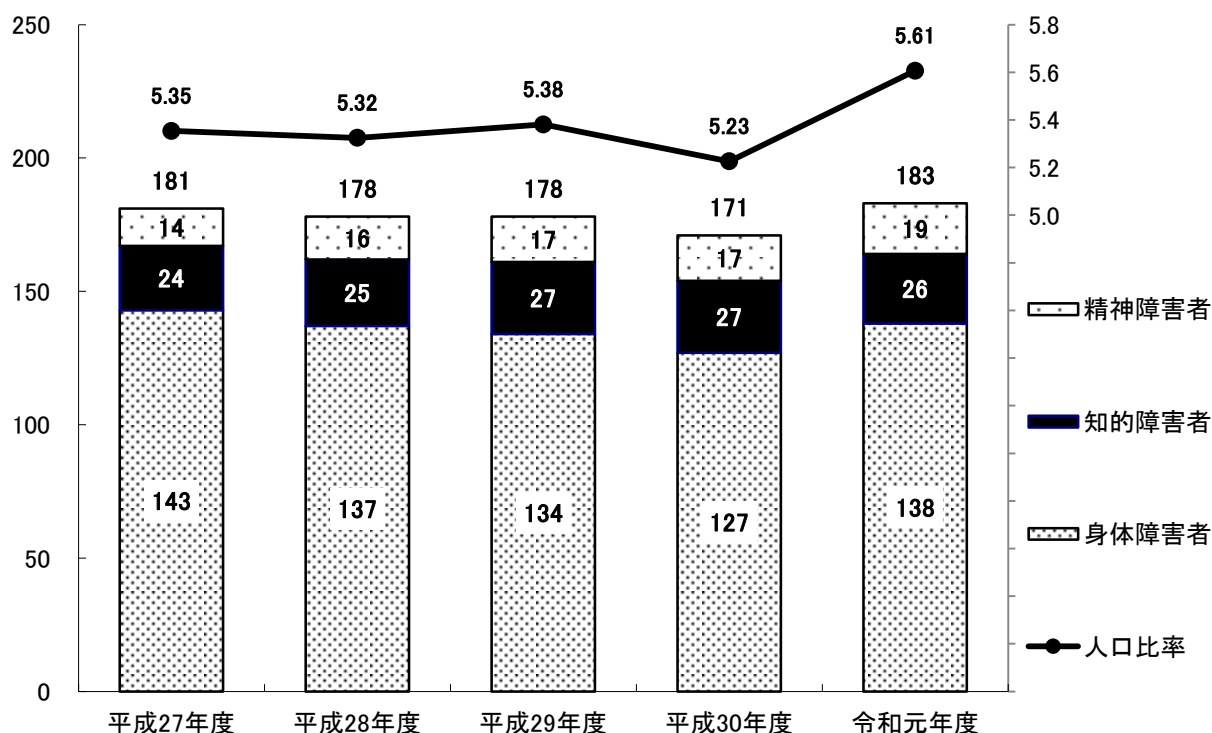
各種手帳所持者の延人数(※)は、平成30年度から令和元年度にかけて増加しており、村の総人口に対する割合は、令和元年度末現在5.61%となっています。

※重複障害により2種類以上の手帳を所持している場合があり、実人数はこれよりも少ない。

■各種手帳所持者の推移

手帳所持者数(人)

人口比(%)



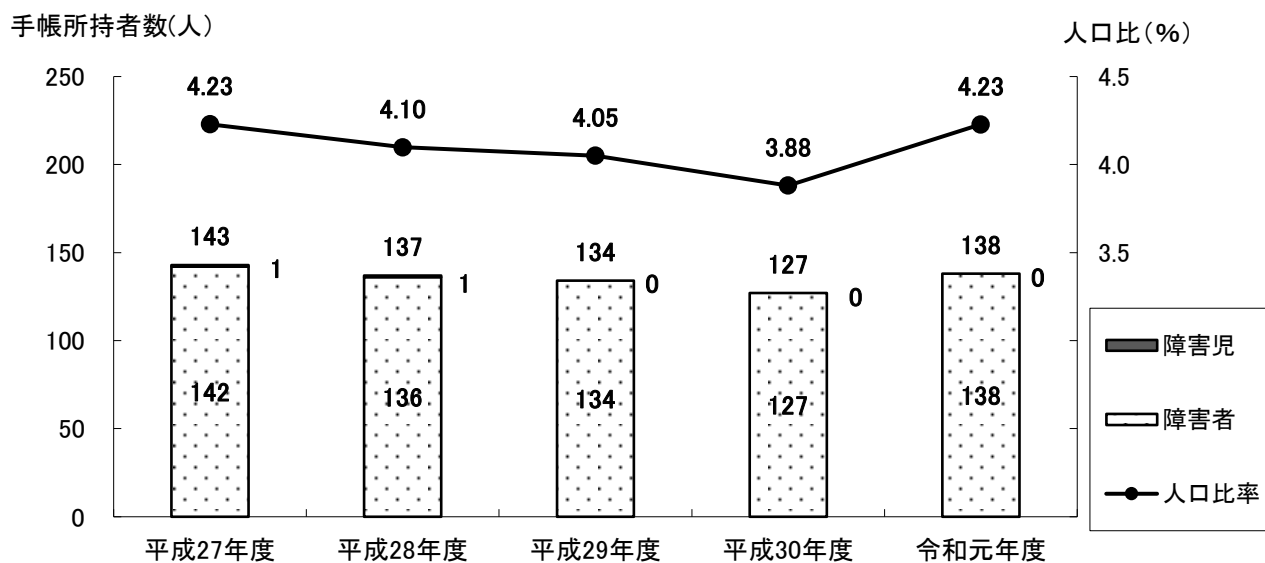
②身体障害のある人の状況（身体障害者手帳所持者数）

身体障害者手帳所持者は、平成30年度まで減少傾向でしたが、その後増加し、令和元年度末現在、138人、人口比率は4.23%です。

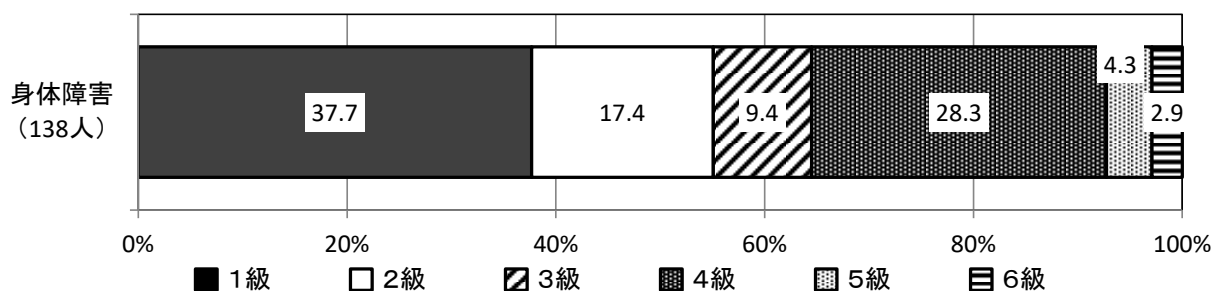
手帳の等級別比率をみると、「1級」が37.7%と最も多く、次いで「4級」が28.3%、3級が17.4%となっています。

また、障害種別の比率をみると、「肢体不自由」が49.3%と最も多く、次いで「内部障害」が34.1%となっています。

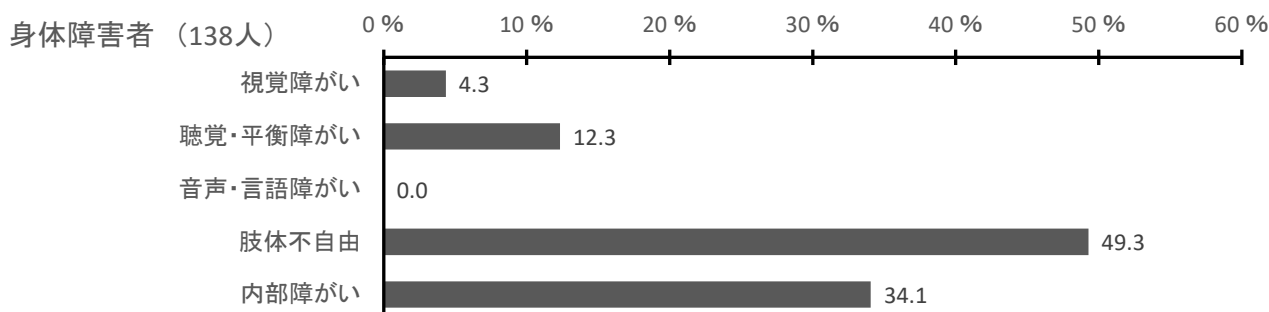
■身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末）



■身体障害者手帳所持者・等級別比率（令和2年3月）



■身体障害者手帳所持者・障害種別別比率（令和2年3月）（各年度末）

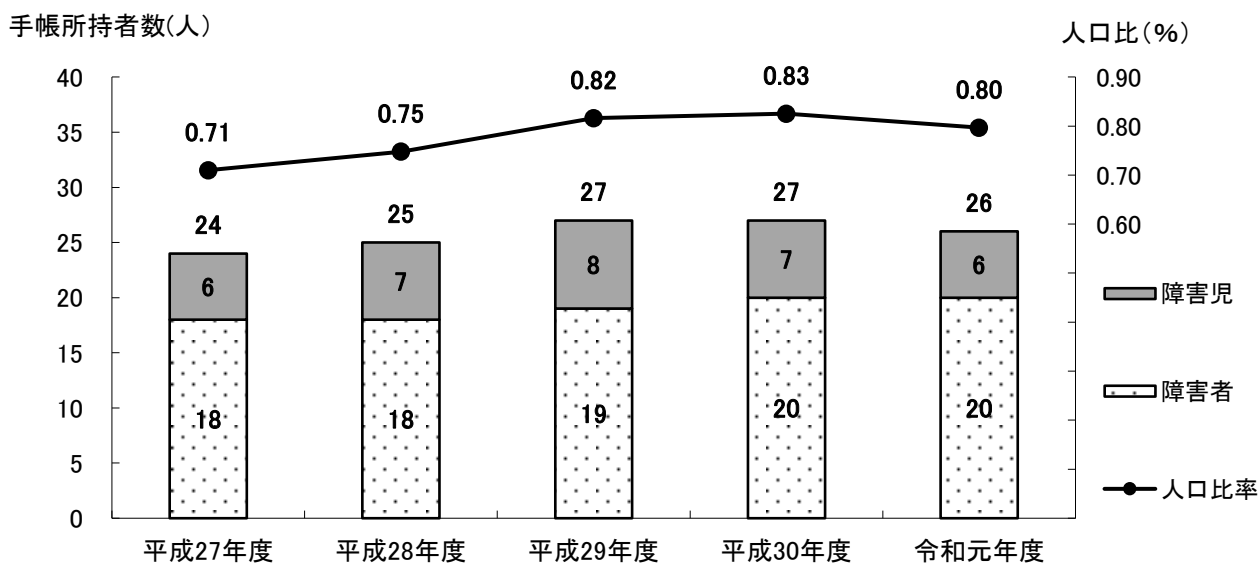


③知的障害のある人の状況（療育手帳所持者数）

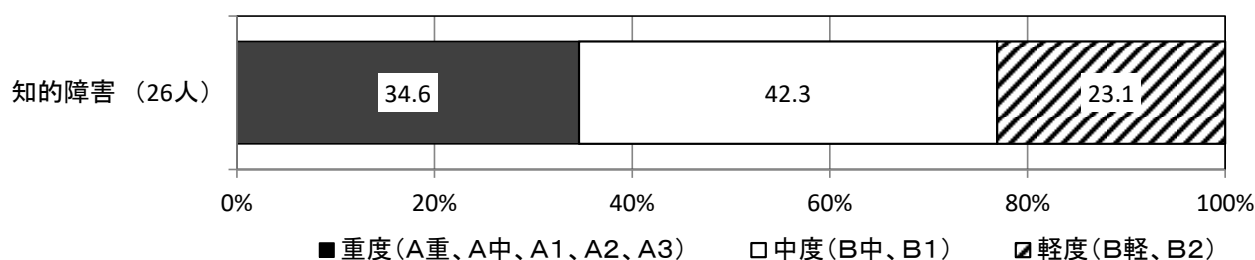
療育手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和元年度末現在 26 人（人口比 0.80%）となっています。

手帳の等級比率をみると、「中度（B中、B1）」の割合が 42.3%と最も高く、次いで「重度（A重、A中、A1、A2、A3）」が 34.6%、「軽度（B軽、B2）」が 23.1%となっています。

■療育手帳所持者数の推移（各年度末）



■療育手帳の等級別構成比（令和2年3月）

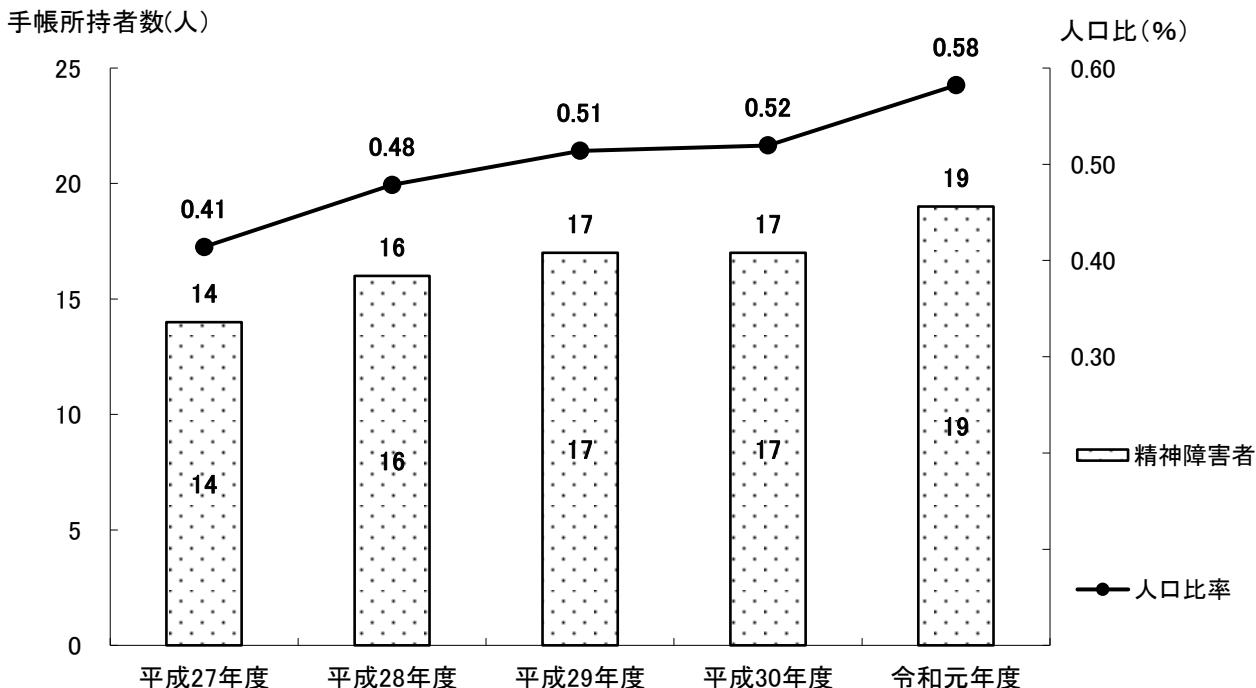


④精神障害のある人の状況（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

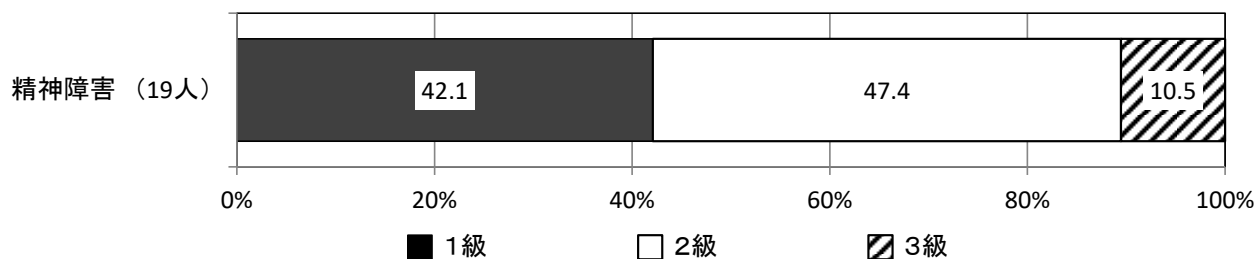
精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあり、令和元年度末現在 19 人（人口比 0.58%）となっています。

手帳の等級比率をみると、「1 級」が 42.1%、「2 級」が 47.4%、「3 級」が 10.5% となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末）



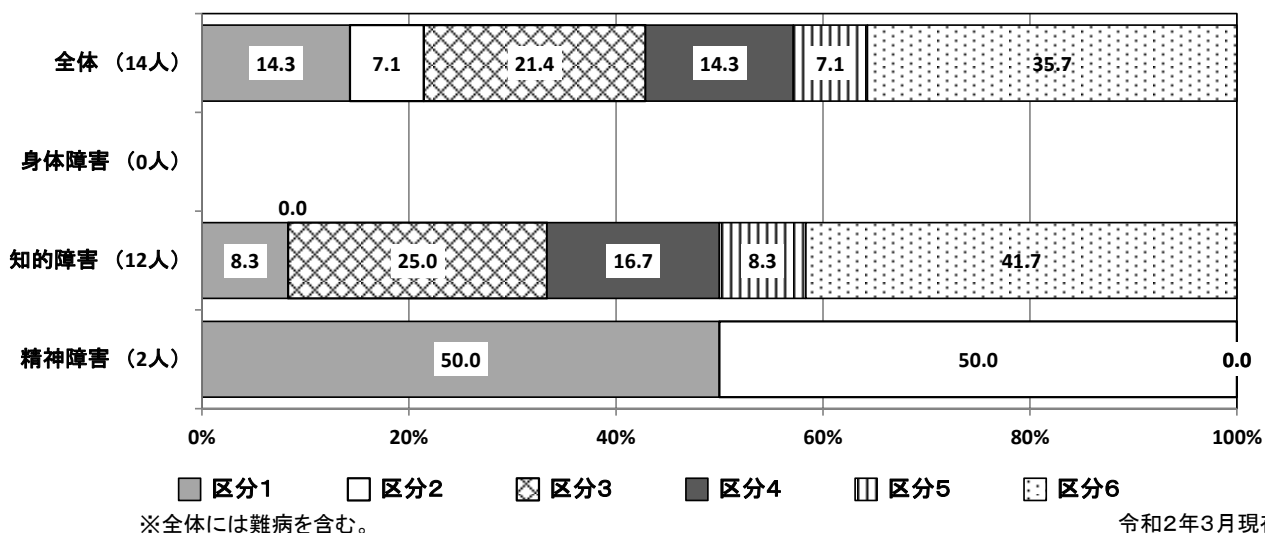
■精神障害者保健福祉手帳等級別割合（令和2年3月）



(2) 障害支援区分の認定の状況

令和2年3月現在の障害支援区分の認定の状況をみると、認定を受けている人は14人（知的障害12人、精神障害2人）で、区分別にみると、「区分6」（35.7%）が多く、次いで「区分3」（21.4%）が多くなっています。

■障害支援区分の認定の状況（令和2年3月現在）



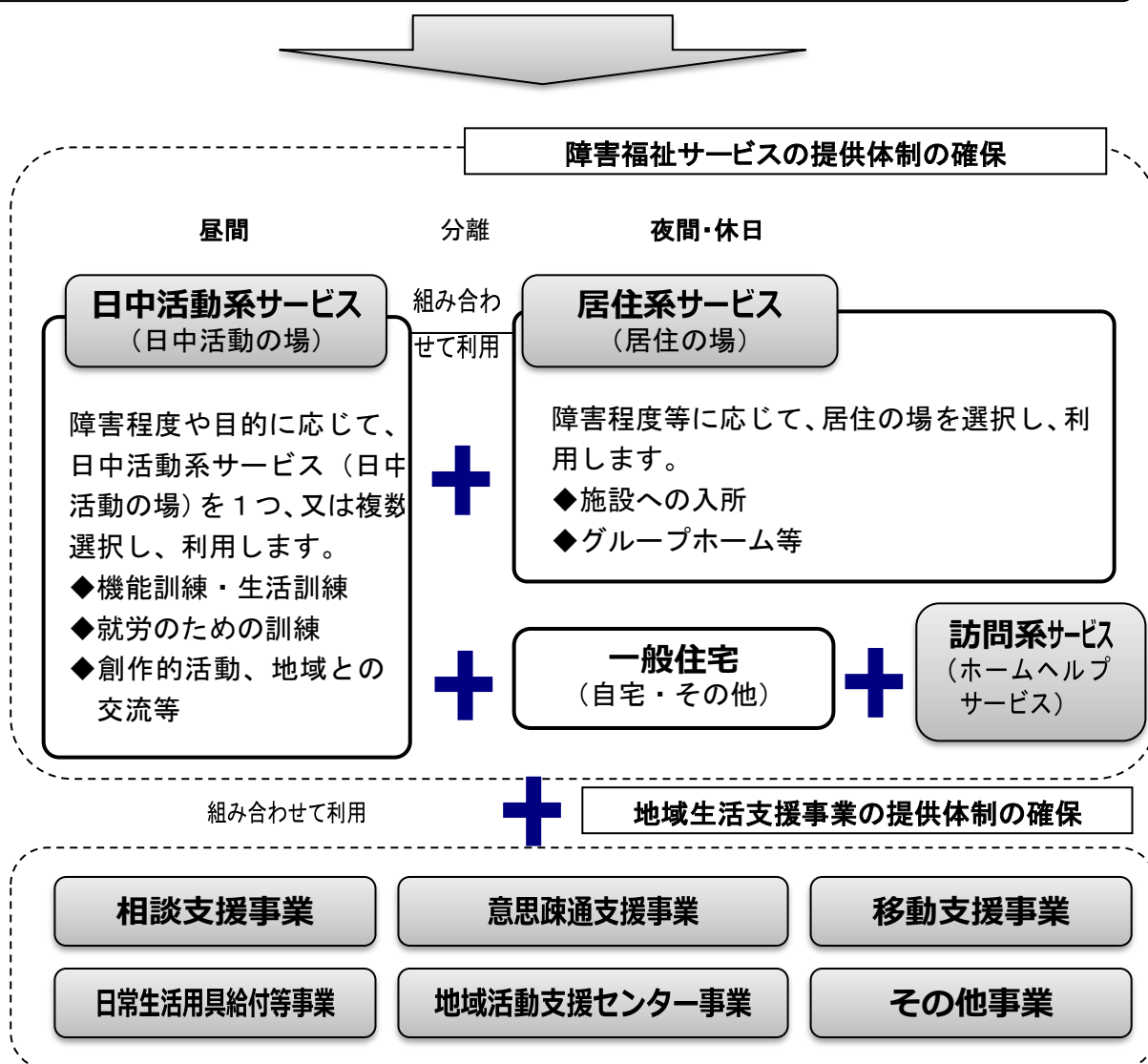
第3章 障害福祉計画（第6期）

3-1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、令和5年度の成果目標を設定した上で、需要等に応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実（活動指標の設定）を図り、自立した生活と「地域共生社会」の実現を目指します。

1. 必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する日中活動系サービスを保障
3. グループホーム等の確保とともに、地域生活支援拠点等を整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進



「1」～「6」は、国の基本指針で示された成果目標です。

■成果目標と活動指標

成果目標の設定

※「2」の(1)～(3)は、群馬県が設定

活動指標等の設定

(すべて村が設定／◎：活動指標)

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 施設入所者の地域生活移行者数
- (2) 施設入所者数の削減

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- グループホームの利用者数
- 相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- (1) 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数【新規】 【県が目標を設定】
- (2) 精神病床の1年以上入院患者数【県が目標を設定】
- (3) 精神病床における早期退院率【県が目標を設定】

- ◎保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数【新規】
- ◎精神障害者の地域移行支援の利用者数【新規】
- ◎精神障害者の地域定着支援の利用者数【新規】
- ◎精神障害者の共同生活援助の利用者数【新規】
- ◎精神障害者の自立生活援助の利用者数【新規】

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ◎地域生活支援拠点等の設置箇所数
- ◎機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数【新規】

成果目標の設定

活動指標等の設定

4. 福祉施設から一般就労への移行等

- (1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
- (2) 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数
- (3) 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所【新規】

- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数

5. 相談支援体制の充実・強化等【新規】

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

- 相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- ◎障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- ◎地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み
- ◎地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

6. 障害福祉サービス等の質の向上【新規】

- ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

- ◎都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数
- ◎障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数

発達障害者等に対する支援【新規】

※障害児福祉計画に記載

- ◎ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ◎ペアレントメンターの人数
- ◎ピアサポートの活動への参加人数

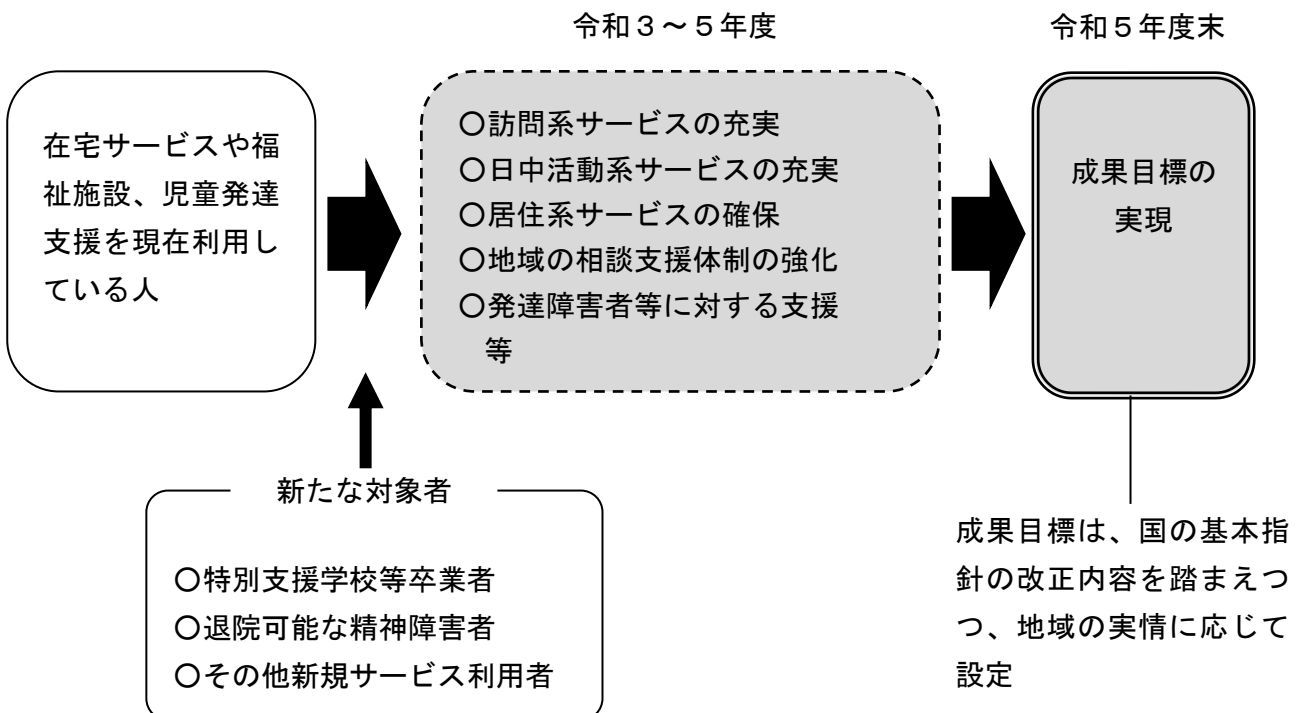
3-2 令和5年度の成果目標・活動指標

本計画では、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5年度の成果目標と計画期間の活動指標を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行
5. 相談支援体制の充実・強化等【新規】
6. 障害福祉サービス等の質の向上【新規】

6つの成果目標の設定にあたっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第5期における実績等により本村の実情に応じて設定します。

■成果目標実現までの流れ



(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針等に基づき、施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標を下表のとおり設定します。

項目	数値	考え方
【実績】 令和元年度末時点の施設入所者数	5人	○令和元年度末時点において施設に入所している障害者の数。
【目標①】 地域生活移行者数	0人	○施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数。 ○国の「基本指針」では、令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
令和5年度末における施設入所者数	0人	○国の「基本指針」では、令和元年度末時点における施設入所者の9%以上が、令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。”
【目標②】 施設入所者の削減	0人	○令和5年度末時点での施設入所者の削減目標（見込み）数。 ○国の「基本指針」では、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針等に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する活動指標を下表のとおり設定します。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回	○国の「基本指針（別表第1の八）」では、市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定するとされている。
【活動指標②】 精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人	
【活動指標③】 精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	
【活動指標④】 精神障害者の共同生活援助の利用者数	2人	2人	2人	
【活動指標⑤】 精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	

なお、次の成果目標については群馬県が設定予定です。

- (1) 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数【新規】
- (2) 精神病床の1年以上入院患者数
- (3) 精神病床における早期退院率

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等は、地域で障害者や発達支援を必要とする児童とその家族が安心して生活するため、必要な機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の5つの必要な機能を備えた体制です。

地域生活支援拠点等について、利根沼田自立支援協議会等の場を用いて、年1回以上運用状況を検証、検討しつつ、緊急時の受け入れ・対応をはじめ、計画課題に対応する必要な機能の充実を図ります。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標】 地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討	年1回以上開催			○国の「基本指針」では、令和2年度末までに各市町村（又は各圏域）に、少なくとも1つ以上を整備することされている「地域生活支援拠点等」を令和5年度末までの間、1つ以上確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討することを基本とする。
【活動指標①】 設置箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	○地域生活支援拠点等の設置箇所数を設定する。
【活動指標②】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	1回	1回	1回	○地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針に基づき、「福祉施設から一般就労への移行等」について、下表のとおり設定します。

公共職業安定所などとの連携をより一層強化するとともに、相談支援事業における就労移行支援の充実を図ります。

項目	数値	考え方
【実績①】 令和元年度の 一般就労への移行者数	0人	○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和元年度において一般就労した者の数
【実績②～④】 令和元年度の 一般就労への移行者数		○令和元年度における就労移行支援事業の一般就労への移行者数
就労移行支援事業	0人	
就労継続支援A型事業	0人	
就労継続支援B型事業	0人	
【目標①】 令和5年度の 一般就労移行者数	1人	○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度までに一般就労する者の数。 ○国の「基本指針」では、令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
就労移行支援事業	1人	○1.30倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援A型事業	0人	○1.26倍以上とすることを基本とする。
就労継続支援B型事業	0人	○1.23倍以上とすることを基本とする。
【目標②】 就労移行支援事業の 利用者数	0人	○国の「基本指針」では、令和5年度の就労移行支援事業等を通じて、令和5年度に一般就労する者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
【目標③】 就労移行支援事業の 就労定着率	0割	○国の「基本指針」では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とすることを基本とする。 ※「就労定着率」：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

(5) 相談支援体制の充実・強化等

本村は、今後も基幹相談支援センターである利根沼田障害者相談支援センターを中心に、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を継続するほか、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保				○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村（又は各圏域）において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。 ○なお、これらの取組を実施するにあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討するとされている。
【活動指標①】 総合的・専門的な相談支援	10回	10回	10回	○障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化①	6件	9件	12件	○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化②	6件	9件	12件	○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化③	6回	9回	12回	○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本村は、今後も群馬県による、村内事業所への訪問指導を含め、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

「活動指標②：障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有分析・共有」については、圏域での体制の構築等、取組を検討していきます。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築				○国の「基本指針」では、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
【活動指標①】 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	1人	○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
【活動指標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有	有	○障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
	4回	6回	6回	
【活動指標③】 指導監査結果の関係市町村との共有	無	無	無	○都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する。

3-3 障害福祉サービス量の見込みと確保策

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて、実施する「地域生活支援事業」があります。なお、障害児に対するサービスに関しては「障害児福祉計画」に記載しています。

本計画では、下記の障害者自立支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスについて計画期間中（令和3～5年度）の見込量、確保策等を定めます。

自立支援給付	介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	生活介護 療養介護 短期入所（ショートステイ）
		居住系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援
		居住系サービス	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 宿泊型自立訓練
	地域相談支援給付		地域移行支援 地域定着支援
	計画相談支援給付		計画相談支援 （サービス利用支援、継続サービス利用支援）
	自立支援医療		育成医療、更生医療、精神通院医療
	補装具		車いす、義手、義足、補聴器など
	地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター
任意事業		訪問入浴サービス事業 日中一時支援事業 自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業 聴覚障害者等ファクシミリ使用料補助事業	

(1) 訪問系サービス

①居宅介護支援

障害者・障害児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の精神障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援のほか、外出時における移動介護などを総合的に提供するサービスです。

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

④行動援護

知的障害・精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。

⑤重度障害者等包括支援

障害支援区分6に該当し、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

■利用時間・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括 支援	利用時間 （時間）	1	6	9	19	19	19
	実利用者数 （人）	1	2	2	3	3	3

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護を必要とする障害者で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である方に対し、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

■利用時間・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
生活介護	利用時間 （時間）	178	158	158	158	158	158
	実利用者数 （人）	8	7	7	7	7	7

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「機能訓練」は、地域で生活できるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的に、一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活の機能向上のために必要な訓練などを提供します。

「生活訓練」は、地域での生活を送る上で、生活能力の維持・向上を図る目的に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練などを提供するサービスです。

機能訓練、自立支援ともに第5期計画期間における利用実績はなく、第6期計画期間においても利用は見込まないものとします。

③就労移行支援

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の障害のある人を対象に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供するサービスです。

第5期計画期間における利用実績はありませんでしたが、第6期計画期間においては1人の利用を見込みます。

■利用時間・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
就労移行	利用日数 （日）	19	20	20	20	20	20
	実利用者数 （人）	1	1	1	1	1	1

④就労継続支援

i) A型(雇成型)

就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用が結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用には結びつかなかった方などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

ii) B型(非雇成型)

年齢や体力の面から就労が困難な障害者、就労移行支援事業などを利用したが雇用には結びつかなかった障害者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供します。

■利用日数・実利用者数の見込み(月平均)

区 分		第5期計画の実績			第6期計画(利用見込量)		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
就労継続支援A型	延利用日数 (人日)	0	0	4	5	5	5
	実利用者数 (人)	0	0	1	1	1	1
就労継続支援B型	延利用日数 (人日)	62	65	65	85	85	85
	実利用者数 (人)	3	3	3	4	4	4

⑤就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

第5期計画期間における利用実績はなく、第6期計画期間においても利用は見込まないものとします。

⑥療養介護

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。

■サービス利用者数の見込み（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込 み）	3年度	4年度	5年度
療養介護	実利用者数 （人）	1	1	0	0	0	0

⑦短期入所

介助者の病気などの理由により障害のある人の介助ができなくなった場合、障害者・障害児を対象に、夜間を含めて施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。

■平均利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込 み）	3年度	4年度	5年度
短期入所（福祉型）	延利用日数 （人日）	2	2	2	21	21	21
	実利用者数 （人）	14	14	14	3	3	3
短期入所（医療型）	延利用日数 （人日）	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 （人）	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害ある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

第5期計画期間における利用実績はなく、第6期計画期間においても利用は見込まないものとします。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■ 平均利用者数の見込み（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
共同生活援助	実利用者数（人）	6	5	6	7	7	7

③ 施設入所支援

夜間での介護を必要とする障害者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障害者の中で単身の生活が困難である方、又は、様々な事情により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の世話をを行うサービスです。

■ サービス利用者数の見込み（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
施設入所支援	実利用者数（人）	6	5	5	5	5	5

(4) 相談支援

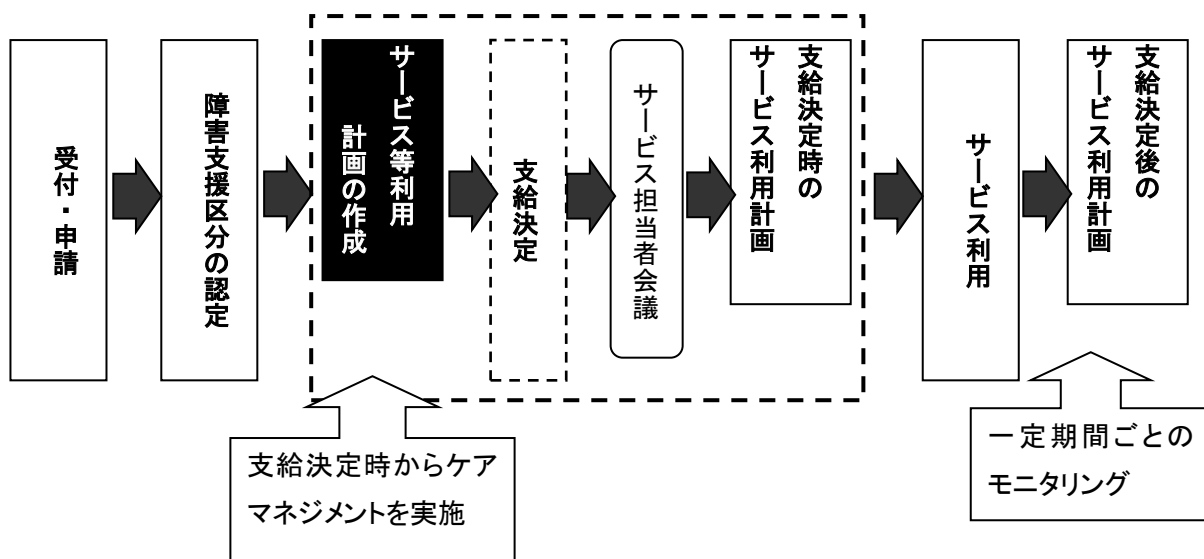
① 計画相談支援（サービス利用計画書の作成）

障害福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

計画作成にあたっては、各種サービスを組み合わせながら、その人らしく日常生活や社会生活を営めるよう支援していきます。

計画作成者は、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所となります。

■ 計画作成件数の見込み（月平均）



■ 利用者数の見込み（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	件数	7	5	8	8	8	8

② 地域移行支援

障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行う事業です。

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行う事業です。

地域移行支援、地域定着支援ともに第5期計画期間における利用実績はなく、第6期計画期間においても利用は見込まないものとします。

3 - 4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

未実施の事業については、ニーズを把握しながら、提供体制等を踏まえ、実施を検討します。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

本村においては、当面実施しないものとしますが、必要に応じて、広域での事業を検討していきます。

②自発的活動支援事業

障害のある人の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取組を支援する事業です。

第5期計画期間における利用実績はなく、第6期計画期間においても利用は見込まないものとします。

③相談支援事業

i) 障害者相談支援事業

障害のある人やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

■箇所数

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1

ii) 基幹相談支援センター・市町村相談支援機能強化事業

困難ケースの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図る事業で、本村では、利根沼田圏域で共同で基幹型相談支援センターを設置して対応しています。

■箇所数

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 (見込み)	3年度	4年度	5年度
基幹相談支援センター	箇所数	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

iii) 住宅入居等支援事業

賃貸住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由で入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行う事業です。

本村においては、賃貸住宅が限られていることから、当面実施しないものとします。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

■実施の有無

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度に基づく後見業務を行う法人について、その安定的な組織体制の構築や、外部の専門職による支援体制の構築など、法人による後見活動を支援する事業です。

■実施の有無

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障害や言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な障害のある人に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障害のある人とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託しています。

■利用者数の見込み（年間）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
手話通訳者派遣事業	延利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	延利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

⑦日常生活用具給付等事業

重度の障害者・障害児であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な用具を給付又は貸与する事業です。

■利用件数の見込み（年間）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込 み）	3年度	4年度	5年度
介護訓練支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件数	5	2	7	10	10	10
住宅改修費	件数	0	0	0	0	0	0

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成し、日常会話程度の手話表現技術を身につけてもらうことにより、聴覚障害者との交流を図り、支援を行う人材を確保する事業です。

本村においては、当面実施しないものとしますが、必要に応じて、広域での事業を検討していきます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対して、複数での利用の支援などへの対応を図り、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の支援を提供します。

■サービス利用者数・利用時間の見込み（年間）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込 み）	3年度	4年度	5年度
移動支援事業	実利用者数 （人）	1	1	1	1	1	1
	利用時間 （時間）	40	40	40	40	40	40

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障害者・知的障害者・精神障害者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

■サービス利用者数・利用時間の見込み（月平均）

区 分		第5期計画の実績			第6期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度 （見込み）	3年度	4年度	5年度
地域活動支援センター	実利用者数 （人）	0	0	0	0	0	0
他市町村の地域活動支援センター利用者	実利用者数 （人）	0	0	0	1	1	1

(2) 任意事業（その他の事業）

①地域ホーム事業

住居が必要な障害のある人に低額料金で居室を利用してもらえよう、施設に対して補助を行います。

現在、村内に地域ホームは整備されていませんが、他市町村のホームを利用した場合は補助を行います。

②日中一時支援事業（登録介護者事業）（サービスステーション事業）

障害児（者）の介護を行う保護者が一時的に介護をできない場合、あらかじめ村へ登録を行っている介護者又は、県へ登録を行っている24時間対応型のサービスステーションに介護を委託することで、障害児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図ります。

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行います。

③日中一時支援事業

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守りなどの支援が必要な障害者（児）を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練などの支援を行う事業です。

④自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業

身体障害者が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することで、障害のある人の社会参加を促進する事業です。

⑤医療的ケア支援事業

主治医の指示（意見書）に基づく経管栄養、たんの吸引等、比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアについて、看護師配置のない通所施設又は作業所及び保育園、学校等に訪問看護師を派遣し、その費用を公費負担します。

第4章 障害児福祉計画（第2期）

4-1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

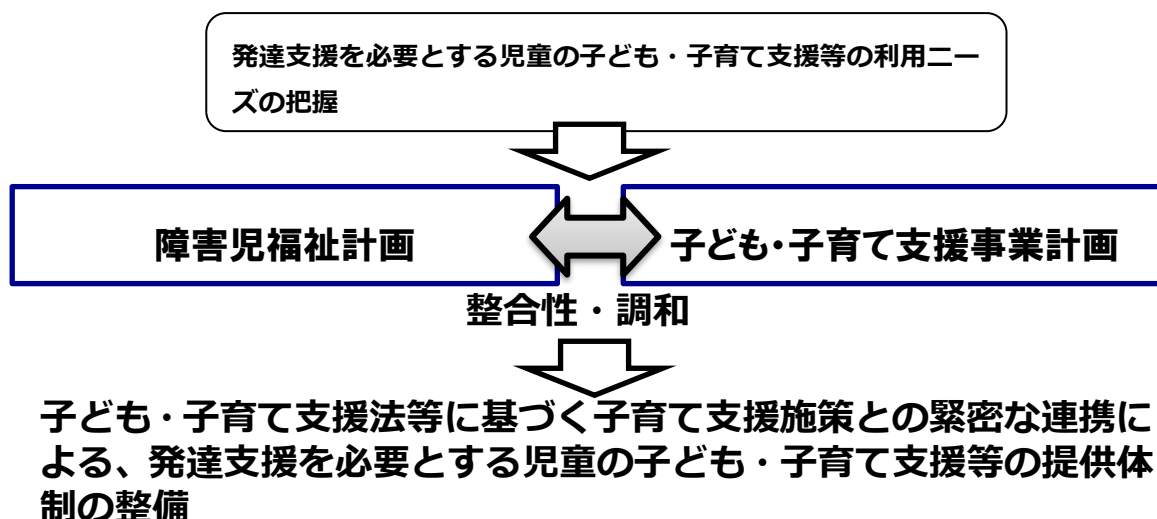
障害児福祉計画は、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した支援などを見すえて、障害児支援の提供体制を計画的に確保することを目的としており、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、次の項目について記載します。

■障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

区分	項目
義務	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
義務	各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
努力義務	指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策
努力義務	医療機関、教育機関等の関係機関との連携
その他 (一部)	計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること(義務)
	計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること(努力義務)
	他の計画と調和が保たれること(義務)

資料：社会保障審議会第83回障害者部会資料(参考資料2)より作成

また、障害児福祉計画は、基本指針において、発達支援の必要有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児福祉計画の作成に関する基本的事項として、発達支援を必要とする児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が盛り込まれています。



成果目標の設定

※「1」(1)のは、群馬県が設定

1. 児童発達支援等の提供体制の整備等

- (1) 児童発達支援センターの設置
- (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
- (3) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

【県が目標を設定】

活動指標等の設定

(すべて村が設定／◎活動指標)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数

2. 医療的ニーズへの対応

- (1) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- (2) 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置
- (3) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数
- ◎医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

3. 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

- 保育所における発達支援児の利用人数
- 認定こども園における発達支援児の利用人数
- 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における発達支援児の利用人数

発達障害者等に対する支援【新規】

- ◎ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ◎ペアレントメンターの人数
- ◎ピアサポートの活動への参加人数

4-2 令和5年度の成果目標と活動指標

本計画では、児童の健やかな育成のために、令和5年度の成果目標として、次の3つの事項に関する目標値（成果目標）及び活動指標を設定します。成果目標等の設定にあたっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第1期における実績等に応じて設定します。

1. 児童発達支援等の提供体制の整備等
2. 医療的ニーズへの対応
3. 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

(1) 児童発達支援等の提供体制の整備等

本村では、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しており、国の基本指針に基づく成果目標はいずれも達成済みとなっています。

今後も「利根沼田自立支援協議会」等を通じて関係機関の連携強化を図りつつ、就学後の療育及び家族のレスパイトケアを担う放課後等デイサービス事業所の適正配置など、重層的な地域支援体制の更なる充実を進めます。

項目	数値	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置	0箇所	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 ※圏域で整備
【目標②】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。

(2) 医療的ニーズへの対応

保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場としては、「利根沼田自立支援協議会」を設置しています。

更に、医療的ケア児等に関するコーディネーターは、令和2年度現在1名を「利根沼田自立支援協議会」に配置しており、国の基本指針に基づく成果目標はいずれも達成済みとなっています。

今後も、医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、「利根沼田自立支援協議会」等を通じて、医療的ケアの関係者や関係機関との連携強化を図ります。

項目	数値	考え方
【目標③】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、保育所等訪問支援事業を少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。 ※圏域で整備
【目標④－1】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	○国の「基本指針」では、平成30年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 ※圏域で整備
【目標④－2】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	○国の「基本指針」では、令和5年度末までに④－1の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 ※圏域で整備

(3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

本村は、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図ります。

項目	数値			考え方
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
【活動指標②】 ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	○現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
【活動指標③】 ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人	○現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

4-3 障害児支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策

児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

障害児支援等	障害児通所支援	児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		医療型児童発達支援	
		居宅訪問型児童発達支援	
	障害児相談支援	障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助	
		医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	※県が行うもの	
	医療型障害児入所施設		
子ども・子育て支援等	保育所、認定こども園、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における発達支援児の利用		

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

身体障害や知的障害、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

■ サービス利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		第 1 期計画の実績			第 2 期計画（利用見込量）		
		30 年度	元年度	2 年度 （見込 み）	3 年度	4 年度	5 年度
児童発達支援	延利用日数 （人日）	31	20	33	33	33	33
	実利用者数 （人）	2	1	2	2	2	2

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進します。

■ サービス利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		第 1 期計画の実績			第 2 期計画（利用見込量）		
		30 年度	元年度	2 年度 （見込 み）	3 年度	4 年度	5 年度
放課後等 デイサービス	延利用日数 （人日）	32	19	69	69	69	69
	実利用者数 （人）	2	1	3	3	3	3

③ 保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児、その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行う事業です。

第 1 期計画期間における利用実績はなく、第 2 期計画期間においても利用は見込まないものとします。

④医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療を行う事業です。

第1期計画期間における利用実績はなく、第2期計画期間においても利用は見込まないものとします。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

新たな事業であり、本村においては当面実施しないものとしますが、ニーズを踏まえながら必要に応じて、事業を検討していきます。

(2) 相談支援

①障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

■計画作成件数の見込み（月平均）

区 分		第1期計画の実績			第2期計画（利用見込量）		
		30年度	元年度	2年度（見込み）	3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	実利用者数（人）	3	3	5	5	5	5

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

新たな事業であり、本村においては当面実施しないものとしますが、必要に応じて、広域での事業を検討していきます。

(3) 児童入所支援

①福祉型児童入所支援

障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う事業です。（県が実施主体です。）

②医療型児童入所支援

医療の必要な児童を入所させて、医療の提供のほか、日常生活の介護等を行う事業です。（県が実施主体です。）

4-3 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ

子ども・子育て支援等の地域資源のうち、保育所、認定こども園及び放課後児童健全育成事業について、利用ニーズを満たすための定量的な目標を設定しました。

子ども・子育て支援等における障害児の受け入れ体制が整備されるよう、子育て分野と連携して取り組みます。

■サービス利用者数の見込み

	必要な見込量 (人)	第2期計画（利用見込量）		
		30年度	31年度	32年度
認定こども園	1	1	1	1

4-4 指定障害福祉サービス等

障害者（18歳以上）を対象とした指定障害福祉サービス等のうち、障害児が利用可能な主なサービスは次のとおりです。

①指定障害福祉サービス

- ・訪問系サービス：居宅介護・行動援護・重度障害者等包括支援、同行援護
- ・日中活動系サービス：短期入所

②地域生活支援事業

（必須事業）

- ・相談支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業

（任意事業）

- ・日中一時支援

第5章 計画の推進、点検・評価

5-1 計画の推進

本計画の推進において、効果的・総合的な施策の推進を図るため、就労支援や地域生活への移行支援等の福祉分野だけでなく、保健・医療などの多様な分野との連携を強化します。

計画の内容には、川場村単独で対応できないものも含まれています。国、県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、地域ネットワークの中核に利根沼田自立支援協議会を据え、ネットワークの強化及び社会資源の構築を推進し、目標達成に向け連携していきます。

また、障害福祉サービスなどの見込量の確保にあたり、サービス提供事業所とも連携を密にし、体制の整備や情報の共有を図り、計画を推進します。

5-2 PDCAサイクルによる点検、評価

国の基本指針においては、PDCAサイクルのもとに市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があります。

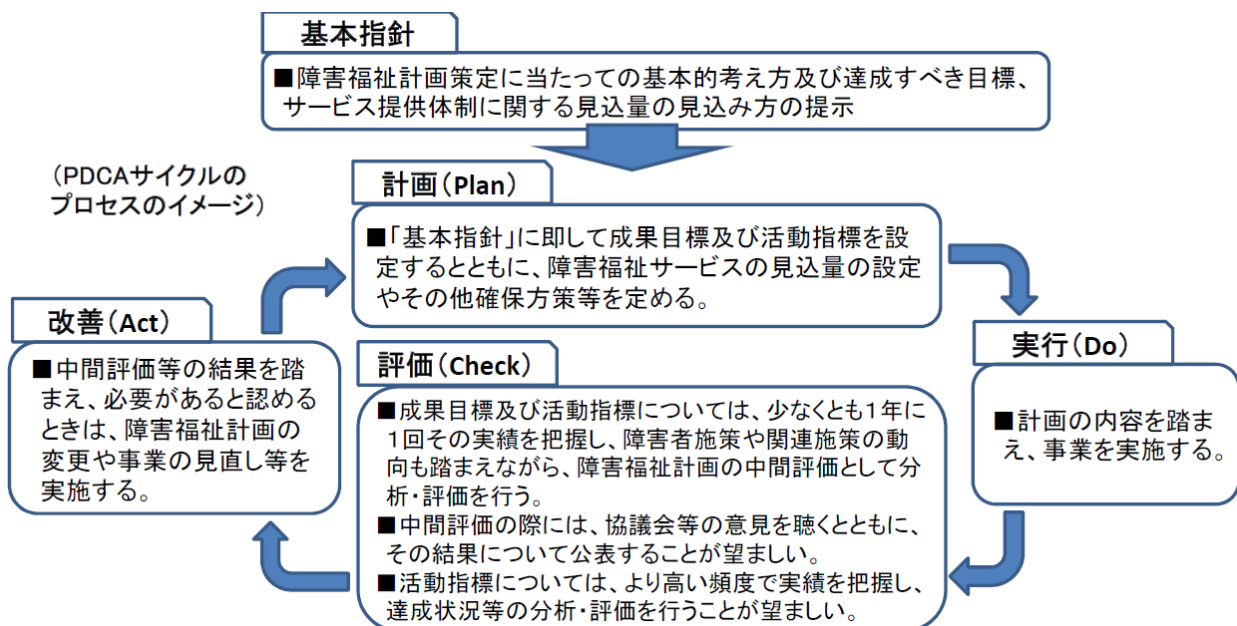
障害福祉計画の点検・評価については、国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

○評価にあたっての基本的な考え方及び留意点

障害福祉サービス等の福祉施策の評価は、単に見込量や目標値の達成状況を数値のみで評価をするのは適切ではありません。それは、その人らしい生活をするためのサービス利用であり、数値目標に近づけるために、サービス利用の抑制につながることはあってはならないことや、限られた特定の人しか利用サービスの場合、利用状況により全体数に大きく影響を与えることもあります。

一方、ひとつの評価尺度として、数値による達成状況を確認することも不可欠です。数値が低かった場合、供給不足で利用が少なかったのか、認知度が低いために利用が少なかったのか、類似サービスや代替サービスの利用が多かったのかなど、背景に焦点をあてた検証が不可欠です。

■PDCAサイクルのイメージ



資料：厚生労働省

**川場村第6期障害福祉計画・第2障害児福祉計画
(案)**

発行日 **令和3年1月**

発行 **川場村**

〒378-0101

群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2

TEL : 0278-52-2111 FAX : 0278-52-2333

URL <http://www.vill.kawaba.gunma.jp>

企画・編集 **健康福祉課**
